

仕事窓の11

運輸部



第2回沖縄交通リ・デザインシンポジウムを開催しました！

沖縄ではこれまで、通勤・通学・買い物など日常生活において自家用車に依存してきました。一方、慢性的な渋滞、生産性の低下、著しく低い公共交通の分担率に伴う環境の悪化、観光客の移動しづらさなど、さまざまな課題が浮き彫りになっています。

こうしたライフスタイルからの脱却を図るため、経済界、交通・観光関係者、行政等が一体となり、「沖縄のありたい姿」の実現に向け、「ライフスタイルの転換」と「効率的な移動環境の整備」を両輪として、沖縄の交通や都市の「リ・デザイン（再構築）」に取り組んでおり、この一環として、第2回シンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、琉球バス交通から県内バス事業者の現状、GW2050 PROJECTS 推進協議会からは経済界の視点から見た沖縄交通リ・デザインの意義をご講演いただき、沖縄県、宜野湾市、首里高校、琉球大学、日本トランスオーシャン航空の多様な立場から取組事例を発表しました。

▼お問合せ先
運輸部 企画室
☎098-866-1812

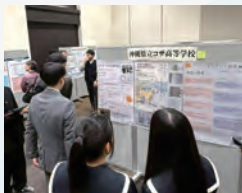


シンポジウムの様子

当日の資料やポスターはこちら↓



首里高校ポスター



ポスターセッションの様子

催し、若い世代のアイデアや先進的な技術の紹介など、活発な意見交換が行われました。幅広い参加者にご来場いただき、交通課題への関心の高まりを実感する場となりました。

運輸部は、引き続き沖縄交通リ・デザインに全力で取り組んでまいります。

仕事窓の12

運輸部



船員の特定最低賃金が改正されます ～内航は月額で10,800円、 旅客は月額で9,000円の引き上げ～

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣または地方運輸局長等により月額で決定されます。沖縄管内適用分としては、「内航船舶」、「海上旅客」の2業種であり、職員（船長や機関長等の役職のある者）、部員（職員以外）それぞれの職種毎に設定されています。

令和8年1月15日、沖縄地方交通審議会（会長 上原 義信）から沖縄総合事務局長（小八木大成）に対して「沖縄内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。これを受け船員の最低賃金において答申どおりの改正を決定し、令和8年4月12日に発効しました。改正後の最低賃金額は下表のとおりです。

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【発効日：令和8年4月12日】（すべて月額）

業種別	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航船舶運航業及び木船運航業	職員	278,750円 (267,950円)	10,800円 (4.03%)
	若年職員 (特定の養成施設課程を修了し勤務期間が短い者)	262,300円 (251,500円)	10,800円 (4.29%)
	部員	220,150円 (209,350円)	10,800円 (5.16%)
	部員 (海上経歴3年未満)	210,850円 (200,050円)	10,800円 (5.40%)
沖縄海上旅客運送業	職員	273,750円 (264,750円)	9,000円 (3.40%)
	部員	210,900円 (201,900円)	9,000円 (4.46%)

▼お問合せ先
運輸部 船舶船員課
☎098-866-1838